

令和 6 年 6 月 11 日現在

機関番号：34504

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2023

課題番号：18K01252

研究課題名（和文）憲法原理から見た団体規制法の理論的・制度論的検討

研究課題名（英文）Theoretical and Institutional Examination of Organizational Regulation Law from the Perspective of Constitutional Principles

研究代表者

井上 武史（Inoue, Takeshi）

関西学院大学・法学部・教授

研究者番号：40432405

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、団体に対する公的規制を結社の自由に関わる憲法問題であると位置づけて、具体的な規制措置の憲法論的な分析と評価を行うとともに、新たな規制立法に対する憲法論的な視座を提示することである。具体的には、宗教団体やスポーツ団体に対する規制措置の分析、団体としての家族に関する法制度の分析、非常事態・緊急事態における人権保障のあり方、団体理論の基礎となる憲法理論の検討を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

憲法学では個人の人権の理論に注力してきた反面、団体に関する法理論・憲法理論は従来手薄であった。団体法理は、国家、団体、構成員たる個人の3つのアクターを念頭に置く必要があり、複雑な三者関係の対立を調和・調整する法理論の構築が求められる。本研究は、宗教団体、スポーツ団体、家族を具体的に取り上げて憲法的考察を行い、従来の法制度の評価を行うとともに、テロリズム、緊急事態など新たな状況に対応する立法への理論的視点を提供するものである。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to position public regulations on organizations as a constitutional issue related to the freedom of association, and to conduct a constitutional analysis and evaluation of specific regulatory measures, as well as to present a constitutional perspective on new regulatory legislation. Specifically, the study includes: (1) an analysis of regulatory measures on religious and sports organizations, (2) an analysis of legal systems concerning families as organizations, (3) an examination of the protection of human rights in states of emergency and crises, and (4) a study of constitutional theories that form the basis of organizational theory.

研究分野：憲法学

キーワード：憲法 人権 結社の自由 団体規制 宗教団体 緊急事態

1. 研究開始当初の背景

団体に対する規制措置は、本来、団体に関する憲法原理である結社の自由と強い緊張関係に立つはずである。ところが、従来の憲法学では、結社の自由の視点から団体規制法を綿密に検討する作業は行われてこなかった。さらにいえば、団体に対する公的規制を結社の自由に関わる憲法問題であると位置づける視点も乏しかった。

もっとも、これまでの憲法学では、治安立法としての破壊活動防止法を例外的に取り上げてその「違憲性」を問題としてきた。しかし、同法の仕組みの具体的にどの点が問題であるか、それがなぜ結社の自由を違反するかの理論的説明は未だになされていない。また、結社の自由に関しては合憲性審査のための判断枠組みや考慮要素がまったく提示されないため、その「違憲性」を治癒する方策も明らかでない。このため、憲法学は、上記法律の違憲審査を行う裁判所に対しても、有効な理論的視点を提供できていない。

さらに、現実の必要から問題への対処が求められる立法・行政実務にも知見を提供できていない。とりわけ、テロ対策の必要からは、団体に対して厳しい規制措置が要請されるが、そのためにはまず団体規制法を評価・分析する理論枠組みを明らかにすることが求められる。そこで、団体規制法を結社の自由の視点から把握し、具体的な規制措置を評価・分析できる憲法理論の確立は、憲法学に求められている急務の課題である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、団体に対する公的規制を結社の自由に関わる憲法問題であると位置づけて、具体的な規制措置の憲法論的分析と評価を行うとともに、新たな規制立法に対する憲法論的な視座を提示することである。

現在の日本の代表的な団体規制法としては、破壊活動防止法、無差別殺人団体規制法、組織犯罪対策法などがあるが、これらの法律では、その目的に応じて上記3つのタイプの規制措置が組み合わされている。例えば、破壊活動防止法では、団体活動の制限（活動規制）、解散指定（存立規制）、団体のためにする行為の禁止（構成員規制）などすべての類型にわたる規制措置が定められているが、それはすべて団体に対する規制であるため結社の自由と強い緊張関係に立つ。にもかかわらず、憲法学の側からは、それらの規制措置とその発動を許容する要件との間で結社の自由原理を考慮した上での理論的・体系的な検討は行われてこなかった。

そこで本研究では、こうした個別の規制措置を何よりも結社の自由にかかわる憲法問題として把握し、その上で、具体的な規制措置が結社の自由原理に適合するか否かを判断する理論枠組みの構築を試みる。また、テロ対策の必要から、実務上新たな団体規制措置の検討が予想されることから、新規の団体規制法を設定する上での理論的・制度論的な視座の提示も、本研究の目的の1つである。

この試みはまた、団体規制の現代的課題にも有益な視点を提供する。現在、組織的テロ活動、集団犯罪、スポーツイベント等での集団的な暴動・破壊行為(フーリガン)に対処する必要から、団体規制の重要性が以前にも増して高まっている。しかし、いくら安心・安全のためとはいえ、どのような規制を設けてもよいわけではない。そこで、合憲的かつ合理的な制度設計のためにも、団体規制法を分析する憲法上の理論枠組みを獲得することには重要な意義があると考えられる。

本研究は、団体規制法を憲法上の結社の自由の観点から体系的に把握しようとする点に、学術的な独自性がある。これまで団体規制法は、刑事上又は行政上の規制であるとの観点から、もっぱら刑事法学・行政法学の領分に属すると考えられてきた。本研究は、団体に対する公的規制が結社の自由に関わる憲法問題であるという観点から、団体規制法に憲法上の要請を及ぼそうとする試みである。

3. 研究の方法

本研究は、以下の方法からのアプローチを行っている。

団体規制要件の憲法論的な条件設定

第1に、各種の団体規制において、結社の自由に基づいた実体的要件を明らかにする。とくに、公権力による強制的な解散処分(司法的解散・行政的解散)は、団体に対する最も重い制裁であるが、それは、憲法の観点からみれば、結社の自由の全否定である。日本でも、破防法の解散指定処分が「団体に対する死刑処分」であるとして、従来からその違憲性が指摘されてきた。その意味で、団体規制法の諸類型のうち、強制解散制度を最初に取りあげるとは、問題の重大さとそれに伴う議論の真摯さに照らして相応しいと考えられる。そこでまず、結社の自由を完全に否定する団体解散には、どのような要件と手続が要求されるのかを理論的に明らかにする必要がある。それは、一方における結社の自由保障の要請と、他方における公共の福祉に基づく規制の要請との間のどこに均衡点を見出すべきかの問題なのであり、ここではまさに憲法論の真価が問われることになる。

規制措置の手続要件および発動プロセスにおける憲法上の要請

第2に、団体規制措置の発動プロセスを明らかにする。団体規制は抑圧的な治安立法に転化する危険性を有していることから、各国の団体規制法では、その実体的要件の適正だけでなく、規制プロセス自体の適正さが要求されている場合がある。日本の破防法や無差別大量殺人団体規制法でも、行政委員会である公安審査委員会による審査・決定が要求されており、ここには適正手続の観点が見られるが、これが憲法上どのような意味を持っているのか、その組織・手続における憲法上の要請は何であるのかを、同じく規制手続に独立委員会制度を導入しているフランスでの憲法論をもとに明らかにする。

新たな規制措置に対する合憲的な制度設計

第3に、団体規制としてどのような措置や手段が可能であるかを、これも比較法的な知見を参考にして明らかにする。今日、諸外国では、集团的・組織的テロやフーリガン、あるいは国境を越えた組織的・集团的犯罪に対処するために、団体に対する送金禁止や資産凍結などの資金規制や国際的な監視などの様々な規制措置がとられている。本研究では、この問題にいち早く対処してきたフランスおよびヨーロッパの事例を参考にしながら、様々な規制措置の可能性とその合憲的な制度設計のあり方を明らかにする。

本研究ではとりわけ、2015年のパリ同時多発テロ以来緊急事態宣言が発動されており、その後も緊急事態法やテロ対策立法が順次整備されてきているフランス法の理論的・実務的動向に注目したい。緊急事態法が定める緊急事態下での行政団体解散手続や宗教団体に対する閉鎖命令などは厳しい団体規制であるが、このような動向を把握することは、日本の団体規制法に対する理論的視座を獲得するためだけでなく、本研究がその課題の1つとする将来的な団体規制立法に対する理論的・制度論的視座を提示する上でも重要な意義を有する。

また、フランス緊急事態法の問題は、非常事態の法理の下における団体規制のあり方にも示唆を与えるものであり、その合憲的統制手段および憲法院の判決やその評価を含めた理論的・制度論的な検討は、日本の非常事態での団体規制法理の解明にも有益であると考えられる。

研究方法としては、フランス法を比較対象として参照し、私法から公法、さらには平時だけでなく非常時の法制度にも考察を及ぼすことで、団体規制法理の全体的な解明を行いたい。

4. 研究成果

団体規制について

フランスにおけるフーリガン対策法制を取り上げて、サポーター個人やサポーター団体に対する刑事的規制並びに団体の強制的解散や相手方本拠地への移動禁止を中心とする行政的規制など、日本では見られない規制措置について分析・検討を行った。

このような規制措置は、当然のことながらフランスでも基本的権利との関係で問題とされており、本研究では、フランスのコンセイユ・デタ（行政裁判所）、憲法裁判所、そして欧州人権裁判所の判例を分析して、そうした規制措置がどのように憲法上正当化されているのかを明らかにした。上記の研究成果は、「スポーツイベントの安全と公法的規制：フランスのフーリガン対策法制の憲法問題」毛利透・須賀博志・中山茂樹編著『比較憲法学の現状と展望：初宿正典先生古稀祝賀論文集』（成文堂、2018年、631～652頁）と題する論文として公表した。

また、宗教団体規制について、井上武史「宗教団体規制の現況と課題：憲法の観点から」ジュリスト1585号28～33頁（2023年）では、宗教団体に対する規制を網羅的に取り上げて、それぞれの現況と理論的な課題を検討した。また、Takeshi Inoue, 《Le Japon face aux mouvements sectaires》, *Revue des deux cités : Société, droit, politique et religion*, 12/2023, p. 255～270では、とりわけ2022年に制定された法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の問題を取り上げて検討した。なお、2023年創刊の雑誌 *Revue des deux cités* において、学術評議会（Conseil scientifique）のメンバーを務めることになった。

さらに、研究期間全体の集大成として、パリ・シテ大学と関西学院大学との共催の日仏研究集会 <Regard juridique sur la religion en démocratie（リベラル・デモクラシー社会における宗教に対する法的まなざし）>にて共同コーディネーターを務め、また、同研究集会にて、《Le principe de séparation des cultes et de l'État est-il intrinsèquement compatible avec la liberté de religion ? : Le cas japonais》（政教分離原則は本質的に信教の自由と両立するのか：日本の場合）と題する報告を行い、日本の宗教団体制を検討した。

団体としての家族について

団体としての家族のあり方について、特に離婚後の親子の法的関係に焦点をあてて検討を行った。その成果は、井上武史「離婚した父母と子どもとの法的関係——夫婦の別れは親子の別れなのか？」法律時報2021年93巻1号98～104頁（2021年）、井上武史「山口コメントへの再応答」法律時報93巻2号113～114頁（2021年）、井上武史「国際人権法および憲法から見た離婚後共同親権」日仏文化90号66～73頁（2021年）、井上武史「別居後の親子の面会交流権と憲法：面会交流立法不作為違憲訴訟の検討」法と政治（関西学院大学法学部）72巻1号293～320頁（2021年）、井上武史「親子の法的関係と憲法理論」（曾我部真裕ほか編『憲法秩序の新構想』三省堂、2021年、436～452頁）として公表した。

非常事態・緊急事態法論について

井上武史「法律上の緊急事態の理論的検討：「宣言」にどのような意味があるのか」(法律時報 94 巻 4 号、2022 年、120～125 頁)では、災害対策基本法および新型インフルエンザ対策特措法において緊急事態を発動する「宣言」の理論的意味について、実体法および手続法の側面から検討した。また、井上武史「田代コメントへの再応答」(法律時報 94 巻 5 号、2022 年、107～108 頁)では、上記論文に対する行政法学からのコメントに、再応答する試みである。さらに、井上武史「緊急事態条項は独裁につながるのか」(Voice 2022 年 8 月号、168～174 頁)では、緊急事態条項の憲法理論的な意味について考察した。

また、2022 年フランスのトゥール大学で行われた研究集会「5e colloque “Regards croisés du Réseau Europeano-japonais NihonEuropa : Regards croisés en droit constitutionnel et droit économique”」において、“L'état d'urgence sanitaire au Japon est-il un véritable état d'urgence ?”と題する研究報告を行い、日仏の緊急事態法制の比較検討を行った。

さらに、2023 年ポワティエ大学(フランス)で開催された国際シンポジウム<Les systèmes de protection sociale face aux crises>にて、“État de droit face à la crise sanitaire : le cas japonais”と題する研究報告を行った。

基礎理論について

団体法論に関する基礎理論として、自律的団体の内部に司法審査が及ぶのかという問題について、井上武史「地方議会議員に対する出席停止処分と司法審査」法教 488 号 58～64 頁(2021 年)では、約 60 年ぶりに判例変更を行った岩沼市議会出席停止処分事件判決(最大判令和 2・11・25 民集 74 巻 8 号 2229 頁)を取り上げて考察した。Takeshi Inoue, « Quelques particularité de la Constitution japonaise de 1946 », in Julien Boudon (dir.), *L'irréductible originalité des systèmes constitutionnels à la lumière des expériences française et japonaise* では、日本国憲法が比較憲法的に有する特徴を、データや図表を用いて、またフランス憲法との比較を通じて示した。

また、2023 年トゥール大学(フランス)で開催された国際シンポジウム<Paxa Europa. L'Union européenne, espace de paix en sursis ?>にて“Le pacifisme de la Constitution japonaise : un principe universel ou une exception japonaise ?”と題して、日本憲法の現状と理論に関する報告を行った。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計15件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 井上武史	4. 巻 94巻4号
2. 論文標題 法律上の緊急事態の理論的検討：「宣言」にどのような意味があるのか	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 120, 125
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 井上武史	4. 巻 94巻5号
2. 論文標題 田代コメントへの再応答	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 107, 108
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 井上武史	4. 巻 2022年8月号
2. 論文標題 緊急事態条項は独裁につながるのか	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Voice	6. 最初と最後の頁 168, 174
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 井上武史	4. 巻 72巻1号
2. 論文標題 別居後の親子の面会交流権と憲法：面会交流立法不作為違憲訴訟の検討	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法と政治	6. 最初と最後の頁 293, 320
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 井上武史	4. 巻 488
2. 論文標題 地方議会議員に対する出席停止処分と司法審査	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 58、64
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井上武史	4. 巻 28
2. 論文標題 代理投票の補助者を投票事務従事者に限定する公選法の規定が投票の秘密を侵害しないとされた事例	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー増刊 新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 19、22
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 尾形健・上田健介・井上武史・櫻井智章・山本健人	4. 巻 92-13
2. 論文標題 <学界回顧> 憲法	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 7,25
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井上武史	4. 巻 93-1
2. 論文標題 離婚した父母と子どもとの法的関係 夫婦の別れは親子の別れなのか？	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 98,104
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井上武史	4. 巻 93-2
2. 論文標題 山口コメントへの再応答	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 113,114
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井上武史	4. 巻 90
2. 論文標題 国際人権法および憲法から見た離婚後共同親権	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日仏文化	6. 最初と最後の頁 66, 73
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井上武史	4. 巻 7
2. 論文標題 憲法裁判所創設論のこれから：問題思考に向けて	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 憲法研究	6. 最初と最後の頁 97,107
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井上武史	4. 巻 28
2. 論文標題 代理投票の補助者を投票事務従事者に限定する公選法の規定が投票の秘密を侵害しないとされた事例	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー増刊 速報判例解説 (新・判例解説Watch)	6. 最初と最後の頁 19,22
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 尾形健・上田健介・井上武史・櫻井智章・山本健人	4. 巻 1145
2. 論文標題 憲法	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 4-22
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井上武史、網森史泰、吉田俊弘、横大道聡	4. 巻 473
2. 論文標題 探求の軌跡を振り返る(上)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 65-69
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井上武史、網森史泰、吉田俊弘、横大道聡	4. 巻 474
2. 論文標題 探求の軌跡を振り返る(下)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 55-65
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件(うち招待講演 0件/うち国際学会 3件)

1. 発表者名 Takeshi Inoue
2. 発表標題 L'etat d'urgence sanitaire au Japon est-il un veritable etat d'urgence ?
3. 学会等名 5e colloque " Regards croises du Reseau Europeano-japonais NihonEuropaRegards croises en droit constitutionnel et droit economique(Universite de Tours) (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Takeshi Inoue
2. 発表標題 Japon face aux mouvements sectaires
3. 学会等名 Vers un controle etatique accru en matiere de droit des religions : perspectives croisees France-Japon(Universite Paris Cite) (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 井上武史
2. 発表標題 フランスにおけるフリーガン対策規制の憲法問題
3. 学会等名 「市民生活の自由と安全」研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 井上武史
2. 発表標題 日本国憲法の特異性について (Quelques particularites de la Constitution japonaise de 1946)
3. 学会等名 第13回日仏公法セミナー (XIIIe seminaire franco-japonais de droit public) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 井上武史
2. 発表標題 スポーツイベントの安全確保と公法的規制 フランスのフリーガン対策法制の憲法問題
3. 学会等名 九州公法判例研究会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計7件

1. 著者名 曾我部 真裕、赤坂 幸一、櫻井 智章、井上 武史	4. 発行年 2021年
2. 出版社 三省堂	5. 総ページ数 520
3. 書名 憲法秩序の新構想	

1. 著者名 片桐 直人、井上 武史、大林 啓吾	4. 発行年 2021年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 326
3. 書名 一步先への憲法入門〔第2版〕	

1. 著者名 Julien Boudon (井上武史19~28頁担当)	4. 発行年 2021年
2. 出版社 Societe de legislation comparee	5. 総ページ数 400
3. 書名 L'irreductible originalite des systemes constitutionnels a la lumiere des experiences francaise et japonaise	

1. 著者名 小山 剛、新井 誠、横大道 聡 (井上武史288~299頁担当)	4. 発行年 2020年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 450
3. 書名 日常のなかの 自由と安全 : 生活安全をめぐる法・政策・実務	

1. 著者名 横大道 聡 (井上武史280~290頁担当)	4. 発行年 2020年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 420
3. 書名 憲法判例の射程〔第2版〕	

1. 著者名 根本 匠 (井上武史第2章分担)	4. 発行年 2020年
2. 出版社 中央公論新社	5. 総ページ数 280
3. 書名 憲法をプラクティカルに変える-自民党「改憲四項目」からのアプローチ	

1. 著者名 毛利 透、須賀 博志、中山 茂樹、片桐 直人 (井上 武史631~652頁担当)	4. 発行年 2018年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 912
3. 書名 比較憲法学の現状と展望	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------